

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380132

研究課題名(和文) 情報社会における規制の重層化に関する比較制度研究

研究課題名(英文) Comparative Institutional Study on Multi-layered Regulations in the Information Age

研究代表者

成原 慧 (Satoshi, Narihara)

東京大学・大学院情報学環・客員研究員

研究者番号：40647715

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：今日の情報社会において国家は情報流通の媒介者やアーキテクチャを用いて間接的に人々の行動を規制するようになっている。本研究では、このような重層的規制を適正化・透明化し、個人の権利・自由を保障するための法的枠組みを実体的保障と手続的保障の両面から提示するとともに、政府、企業、専門家、市民等の多様なステークホルダーによる重層的規制のガバナンスを実現する上での指針と課題を示した。

研究成果の概要(英文)：In the information age, governments are increasingly trying to regulate behaviors of individuals using various kinds of intermediaries and architecture of information distribution. We have studied legal framework and mechanism of governance to control the multi-layered regulations in order to make them appropriate and transparent and to guarantee rights and liberties of individuals.

研究分野：情報法・政策

キーワード：情報法、規制の重層化、アーキテクチャ、共同規制、媒介者、表現の自由、パーソナルデータ、オープンデータ

1. 研究開始当初の背景

インターネットの発展をはじめとするグローバルな規模での情報化の進展に伴い、国家による直接的な規制、あるいは、命令と統制 (command and control) 型の規制の限界が顕在化するようになってきている。例えば、インターネット上での国境を越える違法ないし有害な情報の流通に対して、国家が情報の発信者に刑事罰等のサンクションを科するという形で対応すること (直接規制) には限界があると指摘されている。このような中で、国家による法規制に代わる代替的な規制の役割が注目されるようになった。わが国でも、ソフトローや自主規制に関する研究が行われるようになってきている。しかしながら、自主規制をはじめとする代替的な規制にもエンフォースメントの不完全性や民主的正当性の欠如といった限界の存在が指摘されるようになった。そこで、今日では国家による法規制と代替的な規制を組み合わせた新たな規制の役割が注目されるようになってきている。そのような規制の例としては、米国の法学者らにより、法がアーキテクチャ (技術的手段) 等の法以外の規制手法を介して行う規制である「間接規制」という手法や、国家が私人を規制の担い手として徴用する「ゲートキーパー規制」といった手法が提起されている。また欧州諸国では、国家と私的主体が共同で問題の解決や抑止を行う「共同規制」という規制手法が様々な分野で活用されるようになってきている。そしてそれらの適用分野は、インターネットに関わる表現の自由、著作権、プライバシー、セキュリティをはじめとする多様な法領域に及んでいる。申請者らはこれまで、米欧の関連する法制度や学説を検討することにより、間接規制、ゲートキーパー規制、共同規制の概念と構造について検討すると同時に、各種の規制が有する問題について考察を行ってきた。申請者らは、それらの新たな規制について研究を進める中で、それらの規制に共通する規制主体および規制作用の重層化という現象、そしてその根底にある今日の社会における国家と法の役割の変容について総合的に研究し、情報社会における重層化する規制を統御する制度のあり方を提示する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究では、情報社会において役割を拡大しつつある重層的な規制のあり方について、各種の規制の背景、歴史、概念、構造について検討し、情報社会においてそれらの重層的な規制手法が有する法的課題を明らかにした上で、情報社会における重層的な規制を統御する制度のモデルを提示することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、情報社会における規制の重層化について、各種の規制の背景、歴史、概念、

構造について検討し、情報社会において重層的な規制手法が有している法的課題を明らかにした上で、情報社会における重層的な規制を統御する制度のモデルを提示するという目的を達成するため、(1) 情報社会における規制の重層化の背景と構造についての基礎理論的研究を行った上で、(2) 情報社会における規制の重層化が提起する法的問題について比較法的研究を行い、それを踏まえ、(3) 情報社会における重層的な規制を統御する制度のモデルのあり方について学際的に考察する。

4. 研究成果

(1) サイバー法の創始者の一人とされるローレンス・レッシングの初期の憲法理論を検討し、近年の米国においてアーキテクチャや間接規制などの多面的・重層的な規制概念が主題化されることになった背景にある憲法理論上の問題意識と論理構造を解明した。

(2) 情報流通の媒介者の役割と責任について、インターネット上の情報流通においては、各種の媒介者が利用者等の表現の自由の実現に貢献しているという役割に鑑みると、媒介者に対する規制は利用者の表現の自由を不透明な形で広汎に抑制するリスクを有しており、立法、司法、行政、媒介者の取り組みにより、媒介者に対する規制の適正化・透明化を進めていくことが求められることを明らかにした。

(3) 著作権・オープンデータ、プライバシー・パーソナルデータ、性表現、スパムなどの各領域における規制の重層化について検討を行い、各領域における規制の重層化のメカニズムを明らかにし、その法的統御のあり方を提示した。

(4) 重層的規制を法的に統御するための枠組みを実体的保障と手続的保障の両面から検討した。実体的保障に関しては、重層的規制の司法審査において、直接の規制の名宛人である媒介者等の権利利益のみならず、間接的に事実上の制約に服する利用者等の第三者の権利利益にも十分配慮すること、手続的保障に関しては、媒介者等による削除に関する基準や統計的情報の公表を促すことなどにより、透明性の向上を図るとともに、利用者等の第三者による異議申立ての機会を確保することが求められると結論づけた。

(5) 政府、企業、市民、専門家等の関係する各主体の相互作用に着目して、重層的規制のガバナンスのあり方を検討した。その結果、重層的規制に関するマルチステークホルダー型のガバナンスを実現するにあたっては、消費者団体等の市民社会の機能の増強が求められることを明らかにし、そのために法律家や技術者等の専門家が果たしうる役割を

提示した。

(6) 重層的規制とその統制のあり方を評価する規範理論的枠組みを、人権保障、民主主義、イノベーションの観点から検討した。その結果、表現の自由は、今日の情報社会において、個人の自律、主権国家・国際社会における民主主義、新たな知識の発見・共有を支える上で鍵となる重要となる役割を果たすことを明らかにした。また、民主主義やイノベーションの維持・促進のためには、表現の自由の保障の拡充やオープンデータ政策などにより情報の自由な流通(フロー)を確保するのみならず、デジタル・アーカイブ政策などにより情報の体系的な蓄積(ストック)を図ることも求められ、その際にも重層的規制の適正化・透明化が鍵となると結論づけた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

生貝直人、オープンなデジタルアーカイブに向けた日米欧の法政策、慶應義塾大学DMC紀要、3(1)、2016、5-12、査読無

成原慧、「忘れられる権利」をめぐる日米欧の議論状況、行政&情報システム、Vol.51、2015、53-58、査読無

成原慧、情報流通の媒介者と表現の自由、Nextcom、Vol.21、2015、60-69、査読無

成原慧、憲法とコンテキスト(2・完) 初期ローレンス・レッシングの憲法理論、情報学研究、No.87、2014、1-36、査読無

成原慧、憲法とコンテキスト(1) 初期ローレンス・レッシングの憲法理論、情報学研究、No.86、2014、47-81、査読無

成原慧、オープンデータと表現の自由、行政&情報システム、Vol.50、2014、65-68、査読無

渡辺智暁、データとオープン化、行政&情報システム、6月号、Vol.50、2013、46-51、査読無

[学会発表](計4件)

成原慧、児童ポルノの流通規制：アメリカの児童ポルノ判例の検討を通じて、情報ネットワーク法学会第15回研究大会、2015年11月30日、北九州国際会議場(福岡県北九州市)

成原慧ほか、プライバシーの現在—パーソナルデータ・忘れられる権利・サーベイランス—、ICPC(情報通信政策研究会議)2015

夏会合、2015年7月18日、武蔵大学(東京都練馬区)

Tomoaki Watanabe, Platform Terms and CC Licenses, Creative Commons Global Summit, 2015年10月14日~17日、ソウル(韓国)

成原慧、渡辺智暁ほか、情報社会の規制における官民の分担・連携の可能性と限界、情報通信政策研究会議(ICPC)2013年秋会合、2013年12月8日、国際大学GLOCOM(東京都港区)

[図書](計5件)

Tomoaki Watanabe et al., Stanford Asia Pacific Research Center, Japan's Information Governance, 2016

成原慧、勤草書房、表現の自由とアーキテクチャ—情報社会における自由と規制の再構成、2016

フィン・ブランドン著、生貝直人、成原慧監修、松浦俊輔訳、河出書房新社、スパム[spam]—インターネットのダークサイド、2015、330

ドイツ憲法判例研究会編、鈴木秀美編集代表、生貝直人ほか著、信山社、憲法の規範力とメディア法、2015、319(63-85)

生貝直人ほか、勤草書房、クラウド時代の著作権法—激動する世界の状況、2013、184(135-156)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

成原 慧 (NARIHARA, Satoshi)
東京大学・大学院情報学環・客員研究員
研究者番号：40647715

(2) 研究分担者

渡辺 智暁 (WATANABE, Tomoaki)
慶應義塾大学・大学院政策・メディア研究
科・特任准教授
研究者番号：60535988

生貝 直人 (IKEGAI, Naoto)
東京大学・大学院情報学環・特任講師
研究者番号：70468528